

# 福井県報

第 2763 号  
平成 28 年  
9 月 27 日 (火)  
火・金曜日 発行  
1月1,800円郵送料共

## 規 則

(※は、県例規集登載事項)

### 規 則

※福井県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(四〇・労働政策課)……一

### 告 示

○有害な興行の指定(四四八・県民安全課)……一

○有害な図書等の指定(四四九・同)……一

○「ふれあい文化子どもスクール開催事業」輸送委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(四五〇・文化振興課)……二

※建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等の一部改正(四五二・土木管理課)……三

○道路の区域の変更(四五二・道路保全課)……三

○道路の供用の開始(四五三、四五四・同)……三

○公共測量の実施(土木管理課)……四

### 公 告

○公共測量の実施(土木管理課)……四

福井県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十八年九月二十七日

福井県知事 西川 一誠

### 福井県規則第四十号

福井県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

福井県訓練手当支給規則(昭和四十一年福井県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項第一号中「第二十条」を「第二十二條」に改め、同項第四号中「小学校および幼稚園」を「幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。 )および小学校(義務教育学校の前期課程および特別支援学校の小学部を含む。 )」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 福井県告示448号

福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。  
平成28年9月27日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成28年9月13日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	変態だ	ドラゴンライオンタライメント ＜松竹プロードキヤスライン＞
映画	巨乳 vs 巨根 ～倒錯する塔愛～	山崎組＜オーピー映画＞
映画	恋するプリンセス	吉行組＜オーピー映画＞
映画	ぶりんぶりんなお尻	深町組＜新東宝映画＞
映画	絶倫不倫 ギンギンにいやらしく	山内組＜オーピー映画＞
映画	淫暴の夜 繰り返す正夢	フアントム・フィルム
映画	お嬢さん	(韓国)
映画	(原題) HANDMAIDEN	

### 福井県告示449号

福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第11条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な図書等として指定したので、同条第3項の規定により公示する。  
平成28年9月27日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成28年9月13日

雑誌等 (DVD付)

図書等名	雑誌番号等	製作所、発行所等名
動画サイトで見つけた ⑩人妻2	ISBN 978-4-7769-1581-2	発行所 三和出版株式会社
極上素人DX 10月号	雑誌 03797-10 4910037971067-00630	発行元 三和出版株式会社
やられたい妻たち	雑誌18276-10 4910182761063-00648	発行所 ミリオン 出版株式会社 発売元 株式会社大洋図書
GCOLLECTION 9月号	雑誌05271-9 4910052710962-00676	発行・発売 (株)大洋図書
細身なのに巨乳美女 VOL.3	雑誌 68516-80 ISBN 978-4-8130-7480-9	発行・発売 株式会社大洋図書
浮気妻密会ドキュメント VOL.2	雑誌 68516-70 ISBN 978-4-8130-7470-0	発行所 ワイレブ 出版株式会社 発売元 株式会社大洋図書
昭和エロス官能劇場 ～淫花のうずき～オルガ	雑誌 04134-10 4910041341061-00639	発行・発売 株式会社 インテラルフイン
中年男にヤラれる女	雑誌 67790-03 ISBN 978-4-7995-0459-8	発行所 富士美出版株式会社
ロシアの妖精 10 Vol.24	雑誌 09763-10 4910097631062-00741	発行所 株式会社 グイアプレス
人妻 10月号2016	雑誌 07865-10 4910078651065-00833	発売 三和出版(株) 発行 (株)マジスタ

## 福井県告示第450号

福井県財務規則第146条第1項の規定に基づき、「ふれあい文化子どもスクール開催事業」輸送委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請時期、方法を次のとおり公示する。

平成28年9月27日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する業務の名称および数量  
「ふれあい文化子どもスクール開催事業」輸送業務一式

2 入札に参加することができる者に必要な資格に関する事項

この入札に参加できる者は、福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 福井県内に本社、支社または営業所を有し、旅行業法で第1種または第2種に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始の申し立ておよび破産法に基づく破産手続開始の申し立てがされていないこと。

(5) この入札に関する業務を行う体制等を有すると認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

ロ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

ハ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

ニ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)  
または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ロ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

ハ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

ニ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 共同企業体で参加しようとする者は、以下の資格要件を満たしているものとする。

ア 共同企業体の代表者は、(1)から(6)の資格要件を満たしていること。

イ 構成員にあつては、旅行業法で登録されている者で、(2)から(6)までの資格要件を満たしていること。

3 申請手続および審査結果通知

入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 会社概要

ロ 業務の実施体制

※共同企業体で参加しようとする者は、以下のエ、オの書類も提出すること。

エ 共同企業体参加資格者誓約書

オ 共同企業体協定書

(2) 提出期限

平成28年10月3日(月)午後5時

(3) 提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信すること。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期限内に提出先へ直接持参により提出すること。

(4) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県観光営業部文化振興課文化振興

グループ

電話 0776-20-0582

(5) 会社概要等に添付する書類の提出方法  
期限内に提出先へ直接持参、または提出締切日時を必着とした書留郵便その他の配達記録が残る郵便等により提出すること。

(6) 審査の結果通知  
ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

審査の結果は、申請書を提出した者に対し、電子入札システムを使用して通知する。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

審査の結果は、入札参加資格確認申請書等を提出した者に対し、書面により通知する。

福井県告示第451号  
建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から施行する。  
平成28年9月27日  
福井県知事 西川 一誠

3(5)中「[ほ装工事]を「舗装工事」に、福井県土木工事共通仕様書(平成22年3月26日農振第309号・土管第195号)」を「福井県土木工事共通仕様書(平成26年3月26日農振第328号・土管第233号)」に改める。

6(1)中「別表第3の左欄」を「(3)アからカまで」に改める。

(イ) 女性活躍支援

女性活躍支援への取組の状況  
6(1)エ(ウ)を(イ)とし、6(1)エ(ウ)中「取組み」を「取組の」に改め、6(1)エ(ウ)を(イ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 障害者雇用  
障害者雇用の取組の状況

(エ) 保護観察対象者等雇用  
保護観察対象者等雇用の取組の状況

(オ) 建設業従事者雇用  
建設業従事者雇用の取組の状況

6(3)カ中「[ほ装工事]を「舗装工事」に改める。

15に次のように加える。

(4) 平成28年福井県告示第451号による改正後の規定は、平成28年度を基準年度とする資格審査から適用し、平成26年度を基準年度とする資格審査については、なお従前の例による。

別表第1の1(1)キ中「[ほ装工事]を「舗装工事」を「舗装工事」に改め、同表の1(1)ク中「態調書(ほ装工事)」に改め、同表の1(1)ク中

「とび・土工・コンクリート工事完成工事高内訳調書」を「とび・土工・コンクリート工事および解体工事の完成工事高内訳調書」に、「またはとび・土工・コンクリート(その他)工事」を「、とび・土工・コンクリート(その他)工事または解体工事」に改め、同表の1(3)エを次のように改める。

エ 構成員に係るとび・土工・コンクリート工事および解体工事の完成工事高内訳調書

同表の1(3)コを次のように改める。

コ 舗装工事施工体制実態調書

福井県告示第452号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成28年9月27日から20日間一般の縦覧に供する。  
平成28年9月27日  
福井県知事 西川 一誠

道路の種類	路線名	新旧の別	区	間	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	476号	新	大野市菖蒲池10字寺屋敷	21番1から	9.6~15.2	80.9
		旧		大野市菖蒲池10字寺屋敷24番2から大野市菖蒲池10字寺屋敷5番3まで		

福井県告示第453号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

福井県告示第453号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成28年9月27日から20日間一般の縦覧に供する。

平成28年9月27日

福井県知事 西川 一誠

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 476号	大野市菖蒲池10字寺屋敷21番1から 大野市菖蒲池10字寺屋敷5番3まで	平成28年9月29日

#### 福井県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成28年9月27日から20日間一般の縦覧に供する。

平成28年9月27日

福井県知事 西川 一誠

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 157号	大野市菖蒲池4字六反田13番11から 大野市菖蒲池11字九反田13番1まで	平成28年9月29日

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施についての通知があつたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年9月27日

福井県知事 西川 一誠

- 1 測量計画機関の名称  
環境政策課

2 作業の種類

2級水準測量

3 作業の期間

平成28年9月26日から平成28年1

月30日まで

4 作業の地域

福井市、あわら市、坂井市

平成二十八年九月二十七日印  
平成二十八年九月二十七日発

刷

発行人 千九一〇一八五八〇  
印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一号  
福井県福井市文京一丁目十九一二十

福井県  
高桑印刷株式会社

☎六三三二番